

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、以下に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：令和8年4月1日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）及び鳥取県建設工事等電子入札執行要領（令和8年5月21日付第202600051475号鳥取県県土整備部長通知）に定める事項を承知の上、応募すること。

令和8年10月7日

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜

発 注 業 務	業 務 名		県立琴の浦高等特別支援学校寄宿舎厨房エアコン更新工事に係る実施設計委託				
	業 務 場 所		東伯郡琴浦町赤碕				
	業 務 内 容		以下の改修工事に係る実施設計 ・寄宿舎厨房系統エアコン更新工事				
	履 行 期 間		令和9年3月23日まで				
	発 注 業 種		建築関係建設コンサルタント業務				
	業 種		建築関係建設コンサルタント業務（建築設備設計業務）				
	予 定 価 格		2,228,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）				
	発 注 機 関		鳥取県中部総合事務所				
入 札 参 加 者 の 条 件	会 社 要 件	単独・共同企業体の別		単独			
		本 店 所 在 地		本店の所在地が県内にあること。			
		入 札 参 加 資 格		建築関係建設コンサルタント業務（設備設計業務）			
		建 築 士 事 務 所 録		建築士法第23条の規定に基づき登録を受けた事務所であること			
		常 勤 全 技 術 者 数		1名以上			
		資 格 技 術 者 数		1級管工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士又は建築設備士のいずれかの資格を有する技術者1名以上			
		同 種 業 務		－			
		同 種 業 務 実 績		－			
	配 置 技 術 者 要 件	建 築 関 係 建 設 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務		管理技術者	特定資格	建築設備士、一級建築士又は二級建築士（建築設備士、一級建築士にあつては資格取得後1年以上、二級建築士にあつては資格取得後5年以上の設計業務に係る実務経験を有すること）	
					同種業務 履行実績	－	
そ の 他		配置技術者及び担当技術者は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知）に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者でなければならない。					
成 果 品 重 点 確 認 落 札 者 の 条 件	成 果 品 重 点 確 認 落 札 者 の 条 件		当該業務の入札には成果品重点確認価格（鳥取県総務部建築設計等業務成果品重点確認制度実施要綱（平成19年8月10日付第200700074785号鳥取県総務部長通知。以下「総務部成果品重点確認実施要綱」という。）第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設けており、それを下回る価格での落札者は、下欄の重点配置技術者を配置しなければならない。				
	重 点 配 置 技 術 者 要 件	建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業	管理技術者	特定資格	建築設備士、一級建築士又は二級建築士（建築設備士、一級建築士にあつては資格取得後2年以上、二級建築士にあつては資格取得後10年以上の設計業務に係る実務経験を有すること）		
				同種業務 履行実績	－		
応 募 方 法	提出場所及び様式の交付場所		中部総合事務所県土整備局建設総務課		住所	倉吉市東巖城町2番地	
					電話	0858-23-3243	
	入 札 参 加 書 類		入札参加申込書（様式第1号）のうち、入札参加条件として必要な項目について記載するとともに、必要な書類を添付すること。				
	持 参 書 類		応募書類の記録の容量が3メガバイトを超える場合など電子入札システムにより送信できない場合は、入札執行者の指示により入札参加書類を提出すること。				
	提 出 部 数		1部				
郵 送 の 可 否		不可（電子入札システムにより必要事項を入力し、必要な書類を添付の上、送信すること。）					

入札手続	入札方式		電子入札							
	質問提出期限		令和8年10月13日(火)午後4時まで							
	回答期限		令和8年10月15日(木)午後4時まで							
	入札書提出期間		令和8年10月16日(金)午前9時から令和8年10月21日(水)午後4時まで							
	開札日時		令和8年10月22日(木)午前9時5分から							
	入札保証金		開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする。							
	適用される制度		総務部成果品重点確認実施要綱 (1)総務部成果品重点確認実施要綱第2条第6号に規定する成果品重点確認業務となったときは、落札予定者は同要綱第8条の規定により、指定された期限内に重点配置技術者調書を提出すること。落札予定者が同調書を指定された期限内に提出しない場合はその者の入札は無効とする。 (2)成果品重点確認価格の算定は、総務部成果品重点確認実施要綱第4条及び鳥取県総務部建築設計等業務成果品重点確認制度実施要綱の制定について(平成19年8月10日付第200700074785号鳥取県総務部長通知)の別紙「成果品重点確認実施要綱に基づく成果品重点確認価格の算定について」によるものとする。							
支払条件			単年度							
業務関係図書の閲覧			鳥取県入札情報公開サービス (http://nyusatsu.pref.tottori.jp)							
問い合わせ先	入札手続	中部総合事務所県土整備局建設総務課	住所	倉吉市東巖城町2番地						
			電話	0858-23-3243						
	入札手続以外	中部総合事務所環境建築局建築住宅課	住所	倉吉市東巖城町2番地						
			電話	0858-23-3248						
備考	1 一般的事項等告示2(1)アに掲げる制限付一般競争指名競争入札参加申込書(様式第1号)の様式中、1基本事項の3確認事項欄の「鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する配置技術者」は「鳥取県総務部建築設計等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する配置技術者」と読み替える。 2 一般的事項等告示3(9)は、次のとおり読み替える。 3(9)鳥取県総務部建築設計等業務成果品重点確認制度実施要綱(平成19年8月10日付第200700074785号鳥取県総務部長通知)の対象業務であり、同要綱第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格(以下「成果品重点確認価格」という。)を下回る価格での落札者(共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員)は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者(以下「重点配置技術者」という。)を配置しなければならない。 この場合において、重点配置技術者は他の成果品重点確認落札業務(成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。)の重点配置技術者と兼務することはできない。また、重点配置技術者調書(様式第2号)(次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。)をあらかじめ定められた期限(紙入札(電子入札以外の入札をいう。)の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の午後3時までを提出期限とする。)までに提出できない者の入札は無効とする。 ア 資格者証等が添付されているものであること。 イ 重大かつ明白な不備がないこと。 ウ 重点配置技術者は、開札時において、他の成果品重点確認落札業務の重点配置技術者又は担当技術者に専任しているものでないこと。 <table><tr><th>発注業種</th><th>管理技術者等</th><th>資格</th></tr><tr><td>建築関係建設 コンサルタント</td><td>管理技術者</td><td>次のいずれかに該当する資格 ア 建築設備士 イ 1級建築士 ウ 2級建築士</td></tr></table> 3 当該業務は成果品重点確認制度実施要綱の対象業務であり、成果品重点確認価格を下回る成果品重点確認落札業務には、次に掲げる措置をとるものとする。 (1)建築設計等業務の履行体制の確認 成果品重点確認落札者が落札した建築設計等業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、発注機関が共通仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときであっても、必ず発注機関へ報告するよう義務付けること。 (2)建築設計等業務計画書の内容の聴取 建築設計等業務計画書を提出する際に、成果品重点確認落札者からその内容について聴取を行うこと。 (3)業務の節目毎の報告 発注機関は、業務の節目を定め節目毎に履行状況の報告を義務付けることとし、報告を受ける際は、調査職員のうち2名以上が同席すること。 4 開札後における事後審査時において、入札執行者が提出を求めた者のみ、入札参加申込時に添付できなかった書類又は不足書類を開札日の翌日(休日を除く。)の正午までに提出するものとする。 5 入札閲覧設計書に関する質問は、電子入札システムの所定の画面(「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容)においてのみ受け付けるものとする。 6 入札閲覧設計書に関する積算条件に変更等がある場合は、入札情報サービスの発注図書情報の画面に積算条件情報として回答期限までに掲示するので、入札前に確認すること。 7 本件業務の調査職員等との協議、報告等事項は、情報共有システムを活用することができる。活用する場合は、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン(営繕関係工事)」(令和6年3月8日付第202300298536号鳥取県総務部営繕課長通知)を確認すること。 8 本件業務に係る個人情報・死者情報の取扱いについては、原則として、契約書等に「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書」を交付する。また、「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書」の交付を受けた受託者は、県の委託事業に用いる個人情報の取扱いについての安全管理措置に係る報告及び届出が義務付けられ、これにより、個人情報の保護を図ることとする。(https://www.pref.tottori.lg.jp/321755.htm)				発注業種	管理技術者等	資格	建築関係建設 コンサルタント	管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 建築設備士 イ 1級建築士 ウ 2級建築士
発注業種	管理技術者等	資格								
建築関係建設 コンサルタント	管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 建築設備士 イ 1級建築士 ウ 2級建築士								